

浦安市規則第62号

浦安市予防接種の費用の助成に関する規則の一部を改正する規則

浦安市予防接種の費用の助成に関する規則（令和元年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「2,000円」を「4,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の浦安市予防接種の費用の助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に予防接種を受けた者に係る予防接種の費用の助成について適用し、施行日前に予防接種を受けた者に係る予防接種の費用の助成については、なお従前の例による。